

KANTO 金融サービス info

かんとう きんゆうサービス いんぷお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

注意喚起

電子マネー(プリペイドカード等)を悪用した詐欺に注意!

◆電子マネー(プリペイドカード等)について

電子マネーは、キャッシュレス化の普及、技術の進展にともない多様化。

◆法的には?

前払いで購入する電子マネーは、「前払式支払手段」として、「資金決済に関する法律」の適用

(※例外的に法律が適用されない場合もあります)

※法律が適用されない場合は、

- 有効期限が発行の日から6月内
- 発行会社の従業員のみで利用する場合などがあります。

◆メリットは?

◆小銭が不要で携帯に便利 ◆ポイント機能 ◆インターネットに対応

◆種類は?

①磁気カード・ICカード

⇒プリペイドカード自体に価値 (カードに埋め込まれた磁気・ICチップに記録)

〈具体例〉図書カード、QUOカード、Suicaなど

②サーバ型

⇒価値は発行会社が管理するサーバに記録

コンビニ等で広く販売。物理的にカードが発行されているとは限らない!

〈具体例〉オンラインゲームの電子マネー、iTunes Card、Amazonギフト券など

◆電子マネー(サーバ型)の被害が急増

「コンビニで販売されているプリペイドカードを購入して、カードに書いてある番号を教えて」

絶対教えては「ダメ」

被害の回復は困難

- ◆ カードを渡していなくても、カードに記載された番号等を相手に伝えることは電子マネーを相手に渡したことと同じ。
- ◆ 詐欺行為(架空請求等)の支払手段に、匿名性、譲渡性など電子マネーの利便性を悪用。

ID

PASS

【電子マネー発行会社の悪質な加盟店による被害の実例】

◆ インターネット上の「サクラサイト」

➡ 結局は、サービスが提供されずに、購入代金が騙し取られる。

※ 「サクラサイト」とは、業者に雇われた「サクラ」が、異性、芸能人、占い師などのキャラクターになりすまして、**メール交換等の有料サービス**を利用させて、**不当に支払いを続けさせるサイト**。

● 法律により、「発行会社は、加盟店が公序良俗に反していないかを確保するために、必要な措置を講ずること」を義務付け。
⇒ 悪質な場合は、加盟店契約を解除、被害の拡大防止。

◆被害にあわないための対処方法

☑ 身に覚えのない請求等に返信・連絡しない（無視！！）

➡ 連絡しなければ、利用者の個人情報相手には知られません。

☑ 脅されたり、知人からの依頼（成りすまし）であっても
電子マネーを購入したり、カード番号等を連絡しない（無視！！）

× 指示されたとおりに行うことは、電子マネーを他人に渡してしまうことと同じです。

× 手口は巧妙、知人のアカウントを他人が乗っ取る「成りすまし」にも注意！

☑ トラブルとなった場合は、早急に電子マネーの発行会社に連絡

詐欺業者は、カード番号等を入手したら、すぐに使用してしまう場合がほとんど。
しかし、連絡が早ければ、詐欺業者が使用する前に、使用を停止することが可能な場合もあります。

◆ご相談および情報提供のお願いについて

☑ おかしいと思ったら、すぐにご相談ください！

☑ 「資金決済に関する法律」においては、電子マネーなどの「前払式支払手段」を発行する場合、届出もしくは登録が義務付けられています。

届出・登録が必要かどうか明確でない場合の相談や、無届出や無登録業者の疑いが持たれるなどの情報をお寄せください！

関東財務局 金融監督第6課 048-600-1152